告 示

埼玉県告示第千四百五十四号

り、 げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、 同表の中欄に掲

平成二十八年十一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

十日まで		
二十九年九月三	代表取締役 寺田 明彦	ター
月一日から平成	株式会社ニチイ学館	保健福祉セン
平成二十八年十	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	埼玉県立精神
委託期間	受託者の住所、名称及び代表者氏名	施設の名称